## 陸前高田市

○問合せ先:陸前高田市地域振興部水産課 TEL:0192-54-2111

〇事業名 陸前高田市がんばる海の担い手支援事業

## <事業対象者・条件>

広田湾漁業協同組合

当該組合による新規漁業就業者育成支援に対し、補助を行う。

- 1 支援の対象となる新規漁業就業者の条件
  - (1) 支援開始時点で、満60歳未満の者
  - (2) 将来にわたり専業(※1)として漁業を続ける意志のある者
  - (3) 漁業経営体ではない者と常勤の雇用契約を締結していない者
  - (4) 支援開始時点で、国又は他の地方公共団体等からこの事業と同様の内容の支援を受けていない者
  - (5) 市税を滞納していない者
  - (6) 支援開始時点で、漁業就業した日(※2) から起算して3年を経過していない者
  - (7) 広田湾漁業協同組合の正組合員又は正組合員と同一世帯の者
- 2 支援の対象となる指導漁業者(※3)の条件
  - (1) 広田湾漁業協同組合の正組合員
  - (2) 市税を滞納していない者
  - ※1:年間従事日数が概ね 150 日以上
  - ※2:次のうち、いずれか早いほうの日
    - ① 漁業経営体の従業員又は専従者としての勤務を始めた日
    - ② 漁業経営を開始した日
  - ※3:新規就業型(新たに漁船及び漁具等資機材を整備し、漁業経営を開始する場合)の者に対し、1か月に15日以上の技術指導を行う者

## <事業内容>

広田湾漁業協同組合が行う新規漁業就業者及び指導漁業者への次のとおりの支援に対し、補助金を交付する。

- 1 資機材整備支援
  - (1) 新規就業型(※4)

ア 補助率:50/100(※5)

イ 上限: 1年目 120万円、2年目 72万円、3年目 48万円

(2) 後継ぎ就業型(※6)

ア 補助率:50/100(※5)

イ 上限:1年目90万円、2年目54万円、3年目36万円

2 生活支援 (新規就業型のみ)

定額:12.5万円/月(最長2年間)(※5)

3 指導漁業者支援(新規就業型のみ) 定額:3万円/月(最長2年間)(※5)

※4:新たに漁船及び漁具等資機材を整備し、漁業経営を開始する場合

※5:費用負担の割合

養殖漁業の場合)市:漁協=7:3 漁船漁業の場合)市:漁協=9:1

※6:他者から資機材を継承し、漁業経営を継続する場合